

～認知症になっても安心して地域で暮らせるために～

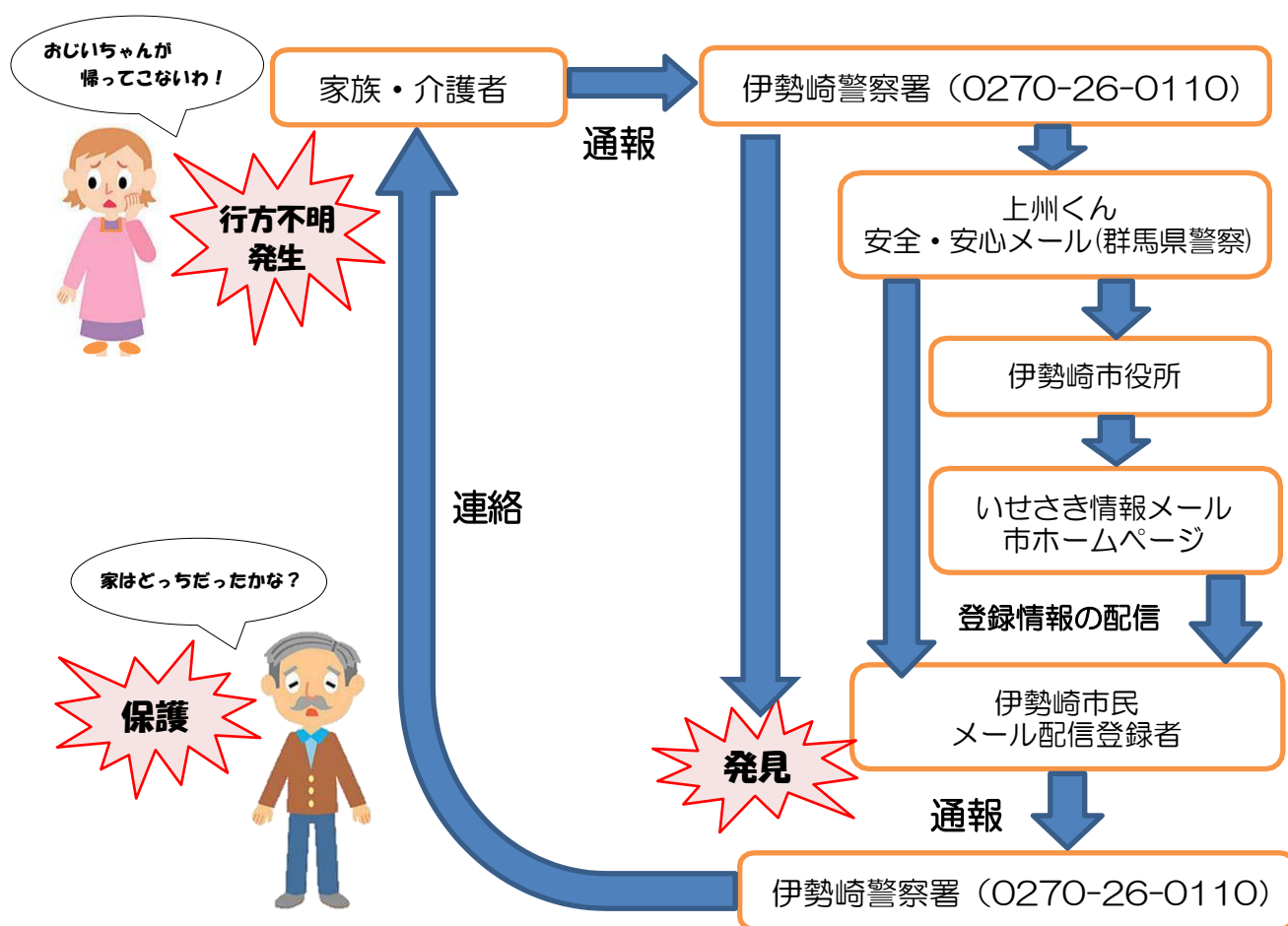
『認知症高齢者等見守り事前登録制度』

※令和6年4月制度名変更
(旧 徘徊高齢者等事前登録制度)

事前登録制度とは？

認知症等により行方不明になるおそれのある方を、ご家族やご本人の同意を得て、氏名、身体特徴などを事前に登録しておくことで、万が一行方不明になってしまったときに早期に発見し保護できるよう取り組む制度です。

事前登録制度のしくみ



※お申込みなどの詳細は裏面をご覧ください。

<問合せ先> ご不明な点はお気軽にご相談ください。

伊勢崎市地域包括支援センター 電話：0270-27-2745

対象者

本市の住民基本台帳に登録がある40歳以上で認知症等により
行方不明になるおそれのある方

お申し込み方法

申込み窓口：高齢者相談センターまたは各支所市民サービス課で
手続きを行ってください。

「認知症高齢者等見守り事前登録申請書」をご記入の上、お申込みください。
申請書は窓口または伊勢崎市のホームページからダウンロードできます。

お申込みに必要なもの

- ご本人の特徴がわかる写真
(出来るだけ最近撮影したもので顔と全身が写ったものを2枚ご用意ください。)

登録後の流れ

- 登録された情報は、伊勢崎警察署や関係機関と共有します。
- 登録された方には見守りシールを郵送します。



(見守りシールの見本)

伊勢崎市のマークと事前登録番号が入った衣類用アイロン
プリントシール、靴(杖)用のシールを普段からよく身に
着ける衣類や靴・杖等に貼っていただくことで、ご本人を
探す時の手がかりになります。

※配布されたシールについては、利用者本人のみが利用し、第三者への譲渡は
行わないでください。

申込み窓口一覧

▽ 高齢者相談センター

- 高齢者相談センター北・三郷：27-4548
- 高齢者相談センター南・茂呂：27-2745
- 高齢者相談センター殖蓮：27-5039
- 高齢者相談センター宮郷：23-6100
- 高齢者相談センター名和：20-7575
- 高齢者相談センター豊受：27-7703
- 高齢者相談センター赤堀：63-1500
- 高齢者相談センター東：75-5966
- 高齢者相談センター境：74-8039

※対象者のお住まいの高齢者相談センターで心配事等のご相談ができます。

▽ 支所(市民サービス課)

- 赤堀支所：62-9792
- あずま支所：62-9909
- 境支所：74-0368